

## 回答書

1. 入札番号	第 2083 号
2. 工事名	市道大光寺住吉線（住吉橋）橋梁補修工事（その 2）
3. 工事場所	魚津市 住吉 地内
4. 質問受付年月日	令和 2 年 10 月 14 日
5. 質問事項	<p>① 設計書 P6 の橋梁用伸縮継手設置工の車道部、歩道部には、本体別途計上とありますが、施工 11、12 号表に橋梁用伸縮装置本体が記されていますが、P2 の伸縮装置製作工にある伸縮装置とは、異なる物なのでしょうか？</p> <p>② 既設伸縮装置の撤去工が見当たりませんが、橋梁用伸縮継手設置工の市場単価にふくまれるのですか？その、廃材処理費等も同様の考えなのでしょうか？</p> <p>③ 既設橋梁の床版の配筋図が無いようですが、5 cm 研って鉄筋上面のかぶりはそこなわれないのでしょうか？事前調査の必要はありませんか。</p> <p>④ P9 のコンクリート廃材処理費は、TCY08（有筋）になっていますが、TCM08（無筋）ではないのでしょうか。</p> <p>⑤ 交通形態は片側交互通行で考えられているのでしょうか。地元・警察等の協議により通行止めでもよろしいのでしょうか？</p>
6. 回答	<p>① 積算に市場単価コードを使用し、装置本体を製作工で別途計上していることから、施工内訳表 11、12 号表の本体単価は 0 円を入力しています。よって積算するには単価を伸縮装置製作工にのみ計上することとなります。</p> <p>② 既設伸縮装置の撤去工については市場単価に含まれます。廃材処理費については構造物取壊し工に含まれます。</p> <p>③ 事前調査を実施していきまして、はつる部分は表層コンクリート舗装部です。施工に際しても調査をしつつ進めることを予定しています。</p> <p>④ 有筋の可能性を考慮したもので、実際の廃材を見て処理費を算定することになります。</p> <p>⑤ 基本的に片側交互通行での施工をお願いすることとしますが、施工内容の計画にあたり通行止めが必要な場合は、限定的に協議により通行止めを行うことも想定しています。</p>